

第10期広島県分別収集促進計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年8月

広島県

目 次

1	計画の趣旨	1
2	計画期間（法第9条第1項）	1
3	対象品目（法第2条第6項及び第7項）	1
4	容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）	1
5	容器包装廃棄物の分別収集量の見込み（法第9条第2項第2号及び第3号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）	3
別表1	各年度における市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第9条第2項第1号）	5
別表2	各年度において得られる特定分別基準適合物の市町別の量の見込み （法第9条第2項第2号）	6
別表3	各年度において得られる法第2条第6項物の市町別の量の見込み （法第9条第2項第3号）	13

1 計画の趣旨

第10期広島県分別収集促進計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下、「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、策定した法定計画です。

本計画は、法第8条第1項の規定に基づき、県内市町が策定した第10期分別収集計画の容器包装廃棄物の排出量及び分別収集量を集約するとともに、計画が着実かつ効果的に実施されることを目的として策定するものです。

2 計画期間（法第9条第1項）

本計画の期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年後に改定します。

3 対象品目（法第2条第6項及び第7項）

本計画は、容器包装廃棄物のうち、市町が法に基づき分別収集を実施する次のものを対象とします。

- (1) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製の物を除く。）であって、無色のもの（以下「無色のガラス」という。）
- (2) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製の物を除く。）であって、茶色のもの（以下「茶色のガラス」という。）
- (3) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製の物を除く。）であって、無色又は茶色のもの以外のもの（以下「その他のガラス」という。）
- (4) 主として紙製の容器包装であって、(9)又は(10)以外のもの（以下「その他の紙」という。）
- (5) 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ又は主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
- (6) 主としてプラスチック製の容器包装であって、(5)以外のもの（以下「その他のプラスチック」という。）
- (7) 主として鋼製の容器包装（以下「スチール」という。）
- (8) 主としてアルミニウム製の容器包装（以下「アルミ」という。）
- (9) 主として段ボール製の容器包装（以下「段ボール」という。）
- (10) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）（以下「紙パック」という。）

4 容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）

各年度における県内の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりです。

なお、市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、別表1のとおりです。

表1 各年度における県内の容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
排出量見込み	111,299	110,758	110,477	109,911	109,383

5 容器包装廃棄物の分別収集量の見込み（法第9条第2項第2号及び第3号）

各年度における県内の容器包装廃棄物の分別収集量（法第2条第7項に規定する特定分別基準適合物^(注)の量及び法第2条第6項に規定する有償又は無償で譲渡できるものとして主務省令で定める物^(注)（以下「法第2条第6項物」という。）の量）の見込みは、表2のとおりです。

なお、市町別の対象品目ごとの分別収集量の見込みは、別表2及び別表3のとおりです。

表2 県内の容器包装廃棄物の分別収集量の見込み

(単位：t)

対 象 品 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
特定分別基準適合物	無色のガラス	4,430	4,405	4,387	4,357	4,324
	茶色のガラス	4,432	4,379	4,347	4,299	4,251
	その他のガラス	2,128	2,118	2,113	2,099	2,087
	その他の紙	491	491	491	490	488
	ペットボトル	5,237	5,253	5,286	5,293	5,303
	その他のプラスチック	22,140	22,097	22,118	22,017	21,919
	うち白色トレイ	15	15	15	15	15
小 計	38,859	38,742	38,742	38,554	38,371	
法第2条第6項物	スチール	2,662	2,636	2,616	2,589	2,564
	アルミ	3,303	3,304	3,314	3,311	3,309
	段ボール	12,435	12,417	12,412	12,370	12,333
	紙パック	113	111	111	110	110
	小 計	18,513	18,469	18,453	18,380	18,316
合 計	57,371	57,211	57,195	56,934	56,687	

(注) 特定分別基準適合物と法第2条第6項物は、それぞれ次のものをいう。

- 特定分別基準適合物：分別収集された容器包装廃棄物のうち、無色のガラス、茶色のガラス、その他のガラス、その他の紙、ペットボトル及びその他のプラスチックの各品目について、それぞれ品質に関する基準に適合した状態で指定された施設に保管された物。
- 法第2条第6項物：容器包装廃棄物のうち、有償又は無償で譲渡できることが明らかであるため法に基づく再商品化処理の必要がない物。スチール、アルミ、段ボール及び紙パックが該当。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります（以降の別表も同様）。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集を促進するためには、県民が日常生活の中で、環境との関わりや容器包装廃棄物のリサイクル等を認識して理解を深めていくことが大切です。

このため、県民、事業者、行政などすべての主体が適切な役割分担のもと、次の取組により、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及を図ります。

ア マイバッグ運動の推進

平成21年8月に「マイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定」を締結し、県内のレジ袋の無料配布の中止等と呼び掛けてきました。令和3年7月から、法令によるレジ袋有料化が導入されていますが、引き続き、協定事業者等との連携により、県民、事業者、行政が一体となって、マイバッグ運動を推進します

イ 環境意識の啓発に係る行事の実施、環境関連情報の提供

県民一人ひとりの環境意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的とし、平成22年6月から毎月第1土曜日を「ひろしま環境の日」と定めており、この日を活用して、様々な環境関連行事や実践事例等の情報を積極的に発信します。

また、「環境月間」（6月）、「3R推進月間」（10月）等において環境保全関連のイベントや広報を通じて、環境意識の向上や3Rを啓発するとともに、県のホームページの環境情報サイト「エコひろしま」等を利用して、環境関連情報を幅広く提供します。

ウ 関係団体と連携した取組の促進

「ひろしま地球環境フォーラム」や「一般財団法人広島県環境保健協会」及び市町の公衆衛生推進協議会等の環境保全推進団体との連携を強化し、家庭、地域、事業者など各主体での自主的な3R活動の支援や、主体間の協働による効果的な3Rの推進と意識の定着を図ります。

エ 環境学習・環境教育の推進

県民や事業者が3Rに対する理解を深め、自主的な取組を促進していくため、環境学習の指導者となる人材の養成や環境学習講師の派遣など、環境学習の体制づくりや実施を支援します。また、「体験の機会のある場」の認定施設等を活用し、自然体験活動や社会体験活動を通じた学習や教育による充実化を図り、県民や事業者の環境保全に対する意欲の増進を促します。

オ リサイクル製品の利用促進

容器包装廃棄物の再商品化が円滑に運用されるためには、再生資源が安定・継続して利用、消費される必要があり、「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき登録したリサイクル製品を県ホームページ等に掲載し、利用促進を啓発します。

カ グリーン購入による循環型社会の推進

「広島県グリーン購入方針」に基づき、県として、環境に配慮した物品や役務の調達などに率先的に取り組み、再生資材を多く使用しているものやリサイクル可能なものを選ぶことにより、住民や事業者にプラスチックや紙などの循環利用が促進されることへの理解浸透を促し、廃棄物発生の抑制やリサイクルへの意識醸成へつなげていきます。

キ プラスチックごみの排出抑制と回収の推進

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行など、急速に進むプラスチック資源循環への要請や取組を踏まえ、家庭や事業者におけるワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用や購入の削減、代替素材使用による再生可能資源化への促進、市町による分別回収の徹底や事業者による店頭回収の拡大など、多様な主体と連携した取組の推進を図ります。

(2) 市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進

県・市町で構成する「広島県環境行政総合調整会議」を定期的で開催するなどして、先進的な分別収集等の取組の紹介、県内市町の分別収集に係る課題等について情報交換、環境基本計画等の策定や環境行政をめぐる諸課題の解決に向けた取組に対して技術的な支援を行い、市町相互間の連携を強化して、容器包装廃棄物の抑制やリサイクルの促進を図ります。

(3) その他の分別収集の促進に関する事項

ア 市町における分別収集の効率化の促進

市町に対し、廃棄物の減量や適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう示された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの適正化・効率化を図るよう技術的支援を行い、分別収集・分別排出徹底に向けた市町の取組の促進・助言を行います。

イ 店頭回収等の促進

市町による分別収集だけでなく、容器包装廃棄物の多様な回収ルートを確保することが重要であるため、関係者の協力のもと、事業者による店頭回収や住民等による集団回収などが推進される方策を支援するとともに、市町と連携した普及啓発等を実施します。

ウ 施設整備の推進

容器包装廃棄物の効率的な分別収集を図るため、市町に対し、循環型社会形成推進交付金を活用して、選別・圧縮・梱包施設及びストックヤードなどの施設整備を行うよう助言します。

別表1 各年度における市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第9条第2項第1号)

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広 島 市	41,063	41,187	41,312	41,235	41,158
呉 市	5,701	5,688	5,679	5,673	5,675
三 原 市	1,598	1,572	1,656	1,639	1,623
尾 道 市	4,211	4,164	4,117	4,072	4,026
福 山 市	32,136	31,823	31,513	31,206	30,903
府 中 市	1,074	1,063	1,050	1,041	1,031
三 次 市	1,650	1,625	1,601	1,577	1,553
庄 原 市	785	773	761	749	737
大 竹 市	711	704	697	690	683
廿 日 市 市	1,934	1,926	1,919	1,912	1,905
江 田 島 市	617	603	589	575	562
府 中 町	3,561	3,450	3,450	3,450	3,450
海 田 町	437	438	440	441	442
熊 野 町	529	519	510	506	502
坂 町	299	300	302	302	303
安 芸 太 田 町	150	148	148	146	144
世 羅 町	626	634	641	647	654
神 石 高 原 町	158	155	152	149	146
芸 北 広 域 環 境 施 設 組 合	1,922	1,899	1,876	1,857	1,835
広 島 中 央 環 境 衛 生 組 合	12,137	12,087	12,064	12,044	12,051
計	111,299	110,758	110,477	109,911	109,383

別表2 各年度において得られる特定分別基準適合物の市町別の量の見込み(法第9条第2項第2号)

(1) 無色のガラス

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広島市	2,226	2,233	2,239	2,235	2,231
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	2,226	2,233	2,239	2,235	2,231
呉市	450	449	448	448	448
指定法人	450	449	448	448	448
独自処理	0	0	0	0	0
三原市	99	98	104	103	102
指定法人	99	98	104	103	102
独自処理	0	0	0	0	0
尾道市	291	288	285	282	279
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	291	288	285	282	279
福山市	485	470	456	442	429
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	485	470	456	442	429
府中市	107	106	105	104	103
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	107	106	105	104	103
三次市	43	42	41	41	40
指定法人	43	42	41	41	40
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	59	58	57	56	55
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	59	58	57	56	55
大竹市	59	58	58	57	56
指定法人	59	58	58	57	56
独自処理	0	0	0	0	0
廿日市	87	86	86	86	85
指定法人	87	86	86	86	85
独自処理	0	0	0	0	0
江田島市	59	57	56	55	53
指定法人	59	57	56	55	53
独自処理	0	0	0	0	0
府中町	90	88	88	88	88
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	90	88	88	88	88
海田町	70	70	68	68	66
指定法人	70	70	68	68	66
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	28	24	22	19	16
指定法人	27	23	21	18	15
独自処理	1	1	1	1	1
坂町	35	36	36	36	36
指定法人	35	36	36	36	36
独自処理	0	0	0	0	0
安芸太田町	17	17	17	17	17
指定法人	17	17	17	17	17
独自処理	0	0	0	0	0
世羅町	17	17	17	17	17
指定法人	17	17	17	17	17
独自処理	0	0	0	0	0
神石高原町	4	4	4	4	4
指定法人	4	4	4	4	4
独自処理	0	0	0	0	0
芸北広域環境施設組合	36	36	35	35	34
指定法人	36	36	35	35	34
独自処理	0	0	0	0	0
広島中央環境衛生組合	168	167	166	165	164
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	168	167	166	165	164
計	4,430	4,405	4,387	4,357	4,324
指定法人	1,003	994	990	985	973
独自処理	3,427	3,411	3,397	3,372	3,350

(2) 茶色のガラス

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広島市	1,736	1,741	1,747	1,744	1,741
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	1,736	1,741	1,747	1,744	1,741
呉市	458	457	456	456	456
指定法人	458	457	456	456	456
独自処理	0	0	0	0	0
三原市	161	158	169	167	166
指定法人	161	158	169	167	166
独自処理	0	0	0	0	0
尾道市	261	258	255	252	249
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	261	258	255	252	249
福山市	668	635	603	573	544
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	668	635	603	573	544
府中市	115	114	113	112	111
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	115	114	113	112	111
三次市	63	62	61	60	59
指定法人	63	62	61	60	59
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	79	78	77	76	75
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	79	78	77	76	75
大竹市	69	69	68	67	67
指定法人	69	69	68	67	67
独自処理	0	0	0	0	0
廿日市市	126	126	125	125	124
指定法人	126	126	125	125	124
独自処理	0	0	0	0	0
江田島市	86	84	82	80	78
指定法人	86	84	82	80	78
独自処理	0	0	0	0	0
府中町	100	97	97	97	97
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	100	97	97	97	97
海田町	53	53	52	52	51
指定法人	53	53	52	52	51
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	34	30	27	24	22
指定法人	33	29	26	23	21
独自処理	1	1	1	1	1
坂町	26	26	26	26	26
指定法人	26	26	26	26	26
独自処理	0	0	0	0	0
安芸太田町	21	20	20	20	20
指定法人	21	20	20	20	20
独自処理	0	0	0	0	0
世羅町	27	27	27	27	27
指定法人	27	27	27	27	27
独自処理	0	0	0	0	0
神石高原町	19	18	18	18	17
指定法人	19	18	18	18	17
独自処理	0	0	0	0	0
芸北広域環境施設組合	62	61	60	60	59
指定法人	62	61	60	60	59
独自処理	0	0	0	0	0
広島中央環境衛生組合	267	265	264	263	261
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	267	265	264	263	261
計	4,432	4,379	4,347	4,299	4,251
指定法人	1,204	1,190	1,190	1,181	1,171
独自処理	3,228	3,189	3,157	3,117	3,080

(3) その他のガラス

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広島市	1,051	1,054	1,057	1,055	1,053
指定法人	1,051	1,054	1,057	1,055	1,053
独自処理	0	0	0	0	0
呉市	168	168	168	167	168
指定法人	168	168	168	167	168
独自処理	0	0	0	0	0
三原市	65	64	68	67	67
指定法人	65	64	68	67	67
独自処理	0	0	0	0	0
尾道市	116	115	114	113	112
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	116	115	114	113	112
福山市	247	242	237	232	227
指定法人	247	242	237	232	227
独自処理	0	0	0	0	0
府中市	36	36	36	36	36
指定法人	36	36	36	36	36
独自処理	0	0	0	0	0
三次市	98	96	95	94	92
指定法人	98	96	95	94	92
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	17	17	17	17	17
指定法人	17	17	17	17	17
独自処理	0	0	0	0	0
大竹市	23	23	22	22	22
指定法人	23	23	22	22	22
独自処理	0	0	0	0	0
廿日市市	107	106	106	105	105
指定法人	107	106	106	105	105
独自処理	0	0	0	0	0
江田島市	24	23	23	22	22
指定法人	24	23	23	22	22
独自処理	0	0	0	0	0
府中町	27	25	25	25	25
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	27	25	25	25	25
海田町	30	30	28	28	26
指定法人	30	30	28	28	26
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	26	26	26	26	26
指定法人	25	25	24	25	25
独自処理	1	1	1	1	1
坂町	15	15	15	15	15
指定法人	15	15	15	15	15
独自処理	0	0	0	0	0
安芸太田町	9	9	9	9	9
指定法人	9	9	9	9	9
独自処理	0	0	0	0	0
世羅町	11	11	11	11	11
指定法人	11	11	11	11	11
独自処理	0	0	0	0	0
神石高原町	25	24	24	23	23
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	25	24	24	23	23
芸北広域環境施設組合	21	21	21	20	20
指定法人	21	21	21	20	20
独自処理	0	0	0	0	0
広島中央環境衛生組合	13	13	12	12	12
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	13	13	12	12	12
計	2,128	2,118	2,113	2,099	2,087
指定法人	1,947	1,940	1,937	1,925	1,914
独自処理	182	178	176	174	172

(4) その他の紙

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広島市	332	333	334	333	332
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	332	333	334	333	332
呉市	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
三原市	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
尾道市	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
福山市	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
三次市	63	62	61	61	60
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	63	62	61	61	60
庄原市	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
大竹市	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
廿日市市	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
江田島市	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
府中町	96	96	96	96	96
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	96	96	96	96	96
海田町	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
坂町	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
安芸太田町	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
世羅町	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
神石高原町	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
芸北広域環境施設組合	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
広島中央環境衛生組合	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
計	491	491	491	490	488
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	491	491	491	490	488

(5) ペットボトル

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広島市	2,309	2,316	2,323	2,318	2,314
指定法人	2,309	2,316	2,323	2,318	2,314
独自処理	0	0	0	0	0
呉市	384	383	383	382	382
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	384	383	383	382	382
三原市	198	195	208	206	204
指定法人	198	195	208	206	204
独自処理	0	0	0	0	0
尾道市	278	275	272	269	266
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	278	275	272	269	266
福山市	1,035	1,056	1,077	1,099	1,121
指定法人	1,035	1,056	1,077	1,099	1,121
独自処理	0	0	0	0	0
府中市	25	25	25	25	25
指定法人	25	25	25	25	25
独自処理	0	0	0	0	0
三次市	140	138	136	133	131
指定法人	140	138	136	133	131
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	64	63	62	61	60
指定法人	64	63	62	61	60
独自処理	0	0	0	0	0
大竹市	42	42	41	41	40
指定法人	25	25	25	25	25
独自処理	17	17	16	16	15
廿日市市	190	190	189	188	187
指定法人	190	190	189	188	187
独自処理	0	0	0	0	0
江田島市	32	32	31	30	30
指定法人	32	32	31	30	30
独自処理	0	0	0	0	0
府中町	66	64	64	64	64
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	66	64	64	64	64
海田町	39	40	40	41	41
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	39	40	40	41	41
熊野町	71	73	75	78	81
指定法人	71	73	75	78	81
独自処理	0	0	0	0	0
坂町	32	32	33	33	33
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	32	32	33	33	33
安芸太田町	5	5	5	5	5
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	5	5	5	5	5
世羅町	33	33	33	33	33
指定法人	33	33	33	33	33
独自処理	0	0	0	0	0
神石高原町	11	10	10	10	10
指定法人	11	10	10	10	10
独自処理	0	0	0	0	0
芸北広域環境施設組合	18	17	17	17	17
指定法人	18	17	17	17	17
独自処理	0	0	0	0	0
広島中央環境衛生組合	266	264	262	261	259
指定法人	196	195	195	195	195
独自処理	70	69	67	66	64
計	5,237	5,253	5,286	5,293	5,303
指定法人	4,346	4,368	4,406	4,417	4,432
独自処理	891	885	880	876	871

(6) その他のプラスチック

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広島市	13,945	13,987	14,029	14,003	13,977
指定法人	13,945	13,987	14,029	14,003	13,977
独自処理	0	0	0	0	0
呉市	1	1	1	1	1
指定法人	1	1	1	1	1
独自処理	0	0	0	0	0
三原市	744	732	780	772	766
指定法人	744	732	780	772	766
独自処理	0	0	0	0	0
尾道市	1,247	1,233	1,219	1,205	1,191
指定法人	1,247	1,233	1,219	1,205	1,191
独自処理	0	0	0	0	0
福山市	3,115	3,084	3,053	3,022	2,992
指定法人	3,084	3,053	3,022	2,992	2,962
独自処理	31	31	31	30	30
府中市	396	391	386	382	378
指定法人	396	391	386	382	378
独自処理	0	0	0	0	0
三次市	618	609	600	591	582
指定法人	618	609	600	591	582
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	154	152	150	148	146
指定法人	154	152	150	148	146
独自処理	0	0	0	0	0
大竹市	420	416	412	408	404
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	420	416	412	408	404
廿日市市	104	103	103	103	102
指定法人	104	103	103	103	102
独自処理	0	0	0	0	0
江田島市	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
府中町	13	13	13	13	13
指定法人	13	13	13	13	13
独自処理	0	0	0	0	0
海田町	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	112	109	107	106	104
指定法人	112	109	107	106	104
独自処理	0	0	0	0	0
坂町	1	1	1	1	1
指定法人	1	1	1	1	1
独自処理	0	0	0	0	0
安芸太田町	0	0	0	0	0
指定法人	0	0	0	0	0
独自処理	0	0	0	0	0
世羅町	121	121	121	121	121
指定法人	121	121	121	121	121
独自処理	0	0	0	0	0
神石高原町	34	33	32	32	31
指定法人	34	33	32	32	31
独自処理	0	0	0	0	0
芸北広域環境施設組合	36	36	35	35	34
指定法人	36	36	35	35	34
独自処理	0	0	0	0	0
広島中央環境衛生組合	1,079	1,075	1,075	1,074	1,076
指定法人	1,079	1,075	1,075	1,074	1,076
独自処理	0	0	0	0	0
計	22,140	22,097	22,118	22,017	21,919
指定法人	21,688	21,650	21,675	21,579	21,486
独自処理	451	447	443	438	434

(7) その他のプラスチックのうち白色トレイ

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広島市	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
呉市	1	1	1	1	1
指定法人					
独自処理	1	1	1	1	1
三原市	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
尾道市	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
福山市	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
三次市	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
庄原市	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
大竹市	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
廿日市市	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
江田島市	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
府中町	13	13	13	13	13
指定法人					
独自処理	13	13	13	13	13
海田町	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
熊野町	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
坂町	1	1	1	1	1
指定法人					
独自処理	1	1	1	1	1
安芸太田町	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
世羅町	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
神石高原町	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
芸北広域環境施設組合	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
広島中央環境衛生組合	0	0	0	0	0
指定法人					
独自処理	0	0	0	0	0
計	15	15	15	15	15
指定法人					
独自処理	15	15	15	15	15

別表3 各年度において得られる法第2条第6項物の市町別の量の見込み(法第9条第2項第3号)

(1) スチール

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広 島 市	863	866	869	867	865
呉 市	122	121	121	121	121
三 原 市	21	20	22	21	21
尾 道 市	128	127	126	125	124
福 山 市	586	568	551	534	518
府 中 市	178	176	174	172	170
三 次 市	17	17	17	17	16
庄 原 市	37	36	35	34	33
大 竹 市	33	33	33	32	32
廿 日 市 市	92	92	91	91	91
江 田 島 市	36	35	35	34	33
府 中 町	38	37	37	37	37
海 田 町	25	25	26	26	26
熊 野 町	22	22	21	20	20
坂 町	14	14	14	14	14
安 芸 太 田 町	7	7	7	7	7
世 羅 町	3	3	3	3	3
神 石 高 原 町	9	8	8	8	8
芸北広域環境施設組合	45	45	44	44	43
広島中央環境衛生組合	386	385	382	382	382
計	2,662	2,636	2,616	2,589	2,564

(2) アルミ

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広 島 市	1,278	1,282	1,286	1,284	1,281
呉 市	252	252	251	251	251
三 原 市	120	118	123	122	121
尾 道 市	164	162	160	158	156
福 山 市	694	701	708	715	722
府 中 市	36	36	36	36	36
三 次 市	83	82	81	80	79
庄 原 市	31	31	31	31	31
大 竹 市	25	25	25	25	24
廿 日 市 市	130	130	129	129	128
江 田 島 市	41	41	39	38	37
府 中 町	42	41	41	41	41
海 田 町	36	36	37	37	38
熊 野 町	43	42	41	41	41
坂 町	27	27	27	27	28
安 芸 太 田 町	8	8	8	8	8
世 羅 町	23	23	23	23	23
神 石 高 原 町	5	4	4	4	4
芸北広域環境施設組合	26	25	25	25	25
広島中央環境衛生組合	240	238	238	236	236
計	3,303	3,304	3,314	3,311	3,309

(3) 段ボール

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広 島 市	7,633	7,656	7,679	7,665	7,651
呉 市	1,211	1,208	1,206	1,204	1,205
三 原 市	190	187	182	181	176
尾 道 市	932	921	910	900	890
福 山 市	45	48	50	53	55
府 中 市	69	68	67	66	65
三 次 市	216	212	209	206	203
庄 原 市	85	84	83	82	81
大 竹 市	39	39	39	38	38
廿 日 市 市	618	615	613	611	609
江 田 島 市	219	214	209	204	199
府 中 町	148	144	144	144	144
海 田 町	180	180	185	185	190
熊 野 町	191	191	191	192	193
坂 町	105	105	106	106	106
安 芸 太 田 町	11	11	11	11	10
世 羅 町	0	0	0	0	0
神 石 高 原 町	52	51	50	49	48
芸北広域環境施設組合	77	76	75	74	73
広島中央環境衛生組合	412	408	404	400	397
計	12,435	12,417	12,412	12,370	12,333

(4) 紙パック

(単位:t)

市 町 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広 島 市	0	0	0	0	0
呉 市	8	8	8	8	8
三 原 市	0	0	0	0	0
尾 道 市	14	14	14	14	14
福 山 市	0	0	0	0	0
府 中 市	4	4	4	4	4
三 次 市	38	37	37	36	36
庄 原 市	2	2	2	2	2
大 竹 市	0	0	0	0	0
廿 日 市 市	10	10	10	10	10
江 田 島 市	0	0	0	0	0
府 中 町	25	25	25	25	25
海 田 町	4	4	4	4	4
熊 野 町	2	2	1	1	1
坂 町	2	2	2	2	2
安 芸 太 田 町	0	0	0	0	0
世 羅 町	0	0	0	0	0
神 石 高 原 町	1	1	1	1	1
芸北広域環境施設組合	1	1	1	1	1
広島中央環境衛生組合	1	1	1	1	1
計	113	111	111	110	110